

目次

1 応募期間	1
2 応募の流れ	2
3 応募資格	4
4 応募内容（応募するアイデアの要件）	4
5 応募上の注意点 【重要！】	5
6 「発明提出書」の記入方法	6
7 「発明提出書」の記載例	8
～コラム～	
8 発明を創り出そう	14
9 パテントコンテストの基本ステップ1. テーマの選定	15
10 パテントコンテストの基本ステップ2. 従来技術の調査	15
11 パテントコンテストの基本ステップ3. 発想	16
12 パテントコンテストの基本ステップ4. 実現性の評価	17
13 お問い合わせ先	18

1 応募期間

令和7年6月23日（月）～9月26日（金）

<応募締め切り>

（1）Web 応募：令和7年9月26日（金）23：59まで（Web 応募フォーム上の「提出」ボタンを押して応募書類の提出が完了した時点で応募完了となります。）

（2）オンラインストレージ応募：令和7年9月26日（金）23：59まで（運営事務局へアップロード完了報告を行った時点で応募完了となります。）

（3）郵送応募：令和7年9月26日（金）消印有効

2 応募の流れ

<応募要件等の確認>

まずは、この手引きの「3 応募資格」、「4 応募内容（応募するアイデアの要件）」及び「5 応募上の注意点」を確認しましょう。

<応募書類の準備>

① 以下のコンテスト特設サイトから「発明提出書」をダウンロードしましょう。

【パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト特設サイト】

<https://www.inpit.go.jp/patecon/index.html>



② この手引きの「6「発明提出書」の記入方法」、「7「発明提出書」の記載例」を参考にし、ダウンロードした「発明提出書」に、自身が考えた発明のアイデアについて必要事項を記入し、PDF 又は Microsoft® Word（拡張子.docx）形式で保存しましょう。（紙で作成した発明提出書をスキャンする場合は、A4 サイズの PDF 形式で保存してください。また、スキャンする際、つぶれ、薄れ、裏写り、歪み、欠け等が生じないように、注意してください。）

応募書類の作成に当たっては、以下の動画も参考になりますのでご覧ください。

パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの応募に向けた解説動画

https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/View/Course/P_coseview.aspx?JoqiTZ22DWEYvYle40bqoaPNpipoT2h%2b5fe7wg9gAMsSMYHdTAB4v558vtBJ1rJk

③発明提出書の「4 調査内容」に記載した先行技術文献を、文献ごとに別ファイルとして、PDF ファイルで用意します。
（「J-PlatPat」の特許・実用新案公報は、「文献表示」画面の「文献単位 PDF」ボタンを押すと、PDF ファイルをダウンロードできます。意匠公報は、「文献表示」画面の「文献表示画面の表示形式」で「PDF 表示」を選択し、公報を右クリックすることで、PDF ファイルをダウンロードできます。）

<応募書類の提出>

応募書類の提出方法は、（1）Web 応募、（2）オンラインストレージ応募、（3）郵送応募があります。

メールやファクシミリ等による提出、実物見本・ひな形の提出は受け付けておりません。

（1）Web 応募（推奨）

① コンテスト特設サイトの Web 応募フォームにアクセスし、メールアドレスを用いてアカウントを作成してください。

※登録したメールアドレスは、コンテストに関する連絡に使用しますので、確実に連絡が取れるメールアドレスをご登録ください。学校の授業等で取り組まれる場合は、可能な限り、担当教職員の連絡先をご登録ください。

- ② Web 応募フォームにログインして、必要事項を回答した上で、作成した「発明提出書」及び「先行技術文献」のファイルを、提出してください。（「書誌事項入力フォーム」のダウンロード・記入は不要です。）

Web 応募フォーム上の「提出」ボタンを押して応募書類の提出が完了した時点で応募完了となります。応募締め切りは、令和7年9月26日（金）23：59です。応募書類提出時に自動送信される確認メールが届かない場合は、迷惑メールをご確認の上、コンテスト運営事務局までお問い合わせください。

※応募締め切り日当日はアクセスが集中し、システムが正常に動作しない可能性があります。スムーズに応募できるよう、できるだけ前日までの提出をお願いいたします。

以下に示す応募方法は、Web 応募が困難な場合のみご確認ください。

※Web 応募よりも時間を要する場合がありますため、余裕をもって提出準備を行ってください。

(2) オンラインストレージ応募（Web 応募が困難な場合のみ）

※アップロードリンクの発行には時間を要する場合があります。締め切りに間に合わなかった場合、事務局では責任を負いかねますので、余裕をもって事前にご連絡ください。

- ① ホームページから「書誌事項入力フォーム」をダウンロードしましょう。
- ② 「書誌事項入力フォーム」に必要事項を入力し、Microsoft® Excel（拡張子.xlsx）形式で保存します。
- ③ 下記コンテスト運営事務局へ連絡し、オンラインストレージのアップロードリンクを取得してください。

【コンテスト運営事務局連絡先】

株式会社日本旅行 内

令和7年度パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト運営事務局

E-mail: patentcontest_2025@nta.co.jp

TEL: 03-5369-4538

- ④ コンテスト運営事務局からお知らせしたアップロードリンク先に、「発明提出書」、「先行技術文献」及び「書誌事項入力フォーム」のファイルをアップロードしてください。
- ⑤ アップロード完了後、電子メールにて、コンテスト運営事務局にアップロード完了報告の連絡をしてください。アップロード完了報告を行った時点で応募完了となります。応募締め切りは、令和7年9月26日（金）23：59です。

- ⑥ 応募書類の受領後、コンテスト運営事務局による形式チェックを行った上で、受領のご連絡とともに、受付番号のご案内をします。アップロード完了報告後、10日以上経過しても連絡がない場合はコンテスト運営事務局までお問い合わせください。

(3) 郵送応募（Web 応募・オンラインストレージ応募が困難な場合のみ）

- ① ホームページから「書誌事項入力フォーム」をダウンロードしましょう。
- ② 「書誌事項入力フォーム」に必要事項を入力し、Microsoft® Excel（拡張子.xlsx）形式で保存します。
- ③ 作成した「発明提出書」、「先行技術文献」及び「書誌事項入力フォーム」を、CD 又は DVD に記録して、下記コンテスト運営事務局宛にご提出ください（令和7年9月26日（金）消印有効）。「発明提出書」及び「先行技術文献」については、紙媒体でも受け付けます。

【応募書類の提出先】

〒 160-0017 東京都新宿区左門町 16-1 四谷TNビル4階
株式会社日本旅行 内
令和7年度パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト運営事務局
E-mail: patentcontest_2025@nta.co.jp
TEL: 03-5369-4538

- ④ 応募書類の受領後、事務局による形式チェックを行った上で、登録いただいたメールアドレス宛に受領のご連絡をします。応募書類の送付後、10日以上経過しても連絡がない場合はコンテスト運営事務局までお問い合わせください。

3 応募資格

応募者全員が、日本国内の学校及び大学校に在籍する以下のいずれかに該当する生徒、学生等であること。ただし、学士相当の学位を授与された者でないこと。また、社会人経験を有しないこと。

応募資格	
高校生	高等学校に在籍する生徒
高等専門学校生	高等専門学校に在籍する学生
大学生	大学又は短期大学に在籍する学生（修士課程又は博士課程に在籍する者を除く）
専修学校生	専修学校に在籍する生徒
大学校生	法令で設置が定められた大学校に在籍する者（在籍することによって給与等を受けている者を除く）

4 応募内容（応募するアイデアの要件）

- (1) 「特許法に定める発明」であること。
（ゲームのルールなど人為的な取決めや、単なる自然法則そのもの、フオークボールの投げ方などの技能等は特許法上の「発明」には該当しません。）
- (2) 応募者の創作であること（他人のアイデアではないこと）。
- (3) 公に発表されていないこと。

- (4) 他のコンテストに応募を行っていないこと。
※他のコンテストに応募すると、当該他のコンテストにおいて発明の内容が公表され、特許権を取得できなくなるおそれがあります。
- (5) 本コンテストとは無関係に既に特許出願等を行ったものでないこと。

5 応募上の注意点 【重要！】

・ 1人1件の応募とします。

(パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト両方への応募は可能です。ただし、受賞はパテント・デザインいずれかの一部門のみの受賞となります。)

- ・ 公に発表されている発明については、本コンテストに応募することはできません。また、本コンテストの選考結果発表前に発明が公表された場合は、本コンテストへの応募は無効となりますのでご注意ください。
- ・ 他のコンテストに応募している発明については、本コンテストに応募することはできません(本コンテストへの応募のための学内選抜コンテスト等を除く。ただし、学内のコンテストであっても、それによって公表されてしまう場合には、応募することができません。)
- ・ 本コンテストへの応募後も、選考結果が出るまでは(受賞者については出願手続きが済むまで)、他のコンテストへの応募を行わないでください。それよりも前に他のコンテストに応募した場合、本コンテストへの応募は無効となりますのでご注意ください。
- ・ 本コンテストに応募した内容について、本コンテストとは無関係に特許出願をされた場合、本コンテストへの応募は無効となりますのでご注意ください。
- ・ 応募者が未成年(18歳未満)である間は、特許出願手続に関して原則として法定代理人(親権者)の同意及び手続が必要となります。
- ・ 特許出願時の出願書類に記載した事項(住所・法定代理人の有無等)は、特許出願の公開又は登録後、閲覧請求の対象となりますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 複数の者が協力して創作した発明を応募する場合は、**真の発明者(アイデアを具体化した者。一般的なアドバイスや指導をした教職員等は発明者に含まれません。)**を全員記載してください。また、複数人(複数の発明者)での応募の場合、担当教職員に特許出願に関する法定代理人(親権者)の同意を人数分取りまとめていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。応募後の発明者の追加はできません。
- ・ 応募資格を有しない者と共同して創作した発明の応募は認められません。
- ・ 大学生、専修学校生、大学校生は、研究活動等に関連するアイデアを応募する場合、ご自身の学校における発明等に関する取扱いの規定等を事前に確認するとともに、本コンテストに応募することを指導教員等と相談してください。
- ・ 応募書類に記入いただいた事項等について、当館から応募者に確認をさせていただく場合がございます。
- ・ 応募書類は理由の如何を問わず返却しません。
- ・ 応募の際はパテントコンテスト用の様式で提出してください。**毎年誤ってデザインパテントコンテスト用の様式で応募されている作品が見受けられますのでご注意ください。**

6 「発明提出書」の記入方法

パテントコンテストへの応募には、「発明提出書」「先行技術文献」が必要です。「発明提出書」には、①発明の名称、②発明の背景、③発明の概要、④調査内容、⑤発明の内容、⑥図面を記載します（⑥図面については必要な場合）。⑦課題発見の経緯等、⑧社会への普及に向けた取組については、特許庁長官賞への応募希望者¹のみ記載します。

① 「発明の名称」の記載

創作した発明の名称を記載してください。

② 「発明の背景」の記載

応募したアイデア・発明を思いついたきっかけや、既存の製品の課題や問題点などの説明を記載してください。

③ 「発明の概要」の記載

発明が何を解決するためのものなのか、解決するためにどのような構造を採用したのか、採用した構造によってどのような効果が得られたのか、などの発明の概要を400字以内で記載してください。

④ 「調査内容」の記載

本コンテストに応募するに当たって、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）等を使用して、先行技術の調査を行ってください。

例えば、検索キーワードのみを使用して調査を行う場合でも、応募作品の特徴的な部分の一般的名称やその類義語、作品の効果を象徴する用語を用いた検索を組み合わせると効果的です。ヒットする先行技術が200件程度以下になるように絞り込んで、応募作品の特徴的な部分と方向性の近い先行技術が検索されるか、試行錯誤を数回繰り返してみましょう。

④「調査内容」には、先行技術の調査の手段・方法、具体的な検索条件（検索キーワード、検索インデックス²等）を記載してください。また、先行技術の調査を行った中で、応募作品に最も近いと思った従来技術（特許公開番号、図面、簡単な説明等）について記載してください。

¹ 令和4年度から、特許庁長官賞は、コンテストに応募された作品のうち、①課題発見にいたる経緯やその着眼点及び課題の解決に向けた取組、②発明の社会への普及に向けた取組について、特に優れたものに対して授与するものとなりました。

² IPC・FI・Fタームの概要

https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/document/chizai_setumeikai_jitsumu/03_text.pdf

⑤ 「発明の内容」の記載

この項目が選考の最重要ポイントです！！わかりやすく・もれなく記載してください。
応募作品の構成・仕組み・効果等について、「7「発明提出書」の記載例」を参考に、詳しく説明してください。

④に記載した最も近い先行技術と、どのように違うのかも記載すると、わかりやすい説明とする上で効果的です。

⑥ 「図面」の記載

電子データで提出する場合、Microsoft® Word 以外のソフトウェアを用いた図を貼り付けても構いませんが、Microsoft® Word のみでも表示が可能なデータとしてください。

スペースを十分活用して、大きく分かりやすい図を作図してください。図の中の必要な箇所（部品）等に番号をふって、名称を記載してください。必要に応じて別の角度から見た図や、一部を拡大した図などを用いると効果的です。

紙で提出する場合、図面は、濃墨、黒色インキまたは変色しにくい絵の具で鮮明に描きま
す。鉛筆、カラーインキ、クレヨンなどは使用できません。

⑦ 「課題発見の経緯等」の記載 ※特許庁長官賞への応募希望者のみ

②「発明の背景」に関連して、以下の点について記載してください。

- ・ 課題を発見した経緯（自身の体験など）やその着眼点（解決したい課題を発見するために何に注目したかなど）
- ・ 課題解決の検討のために行った取組
- ・ 着目した課題と社会や身の回りの課題（SDGs、環境問題、地域・学校特有の課題等）との関連性

⑧ 「社会への普及に向けた取組」の記載 ※特許庁長官賞への応募希望者のみ

今回応募する発明の社会への普及に向けた取組として、以下の点について記載してください。

- ・ 商品化に向けた工夫
- ・ 先行発明と比較して優れている点

7 「発明提出書」の記載例

応募発明「消しゴム付き鉛筆」の記載例

【1 発明の名称】

消しゴム付き鉛筆

【2 発明の背景】

今までは、鉛筆と消しゴムが別々であったため、消しゴムをなくしやすく、また書き誤るたびに、わざわざ鉛筆から消しゴムに持ち替えて修正を行っていたので大変不便に感じていました。

この発明を思いついたきっかけ、既存の製品の課題や問題点等を記載してください。

【3 発明の概要】 (400字以内)

消しゴムの紛失防止及び消しゴムと鉛筆の持ち替えを不要とするため、鉛筆の持ち手側の先端に連結具を介して消しゴムを装着することによって、鉛筆の使用時に、鉛筆の持つ方向を変更するだけで消しゴムを使用することができるようにしたものの。

【4 調査内容】

調査内容：J-PlatPat 特許分類検索、公報テキスト検索

キーワード（要約+請求の範囲）対象○○○*○○○○○○○ □□□件

F I : ○○○○ ○/○○@○ □□件

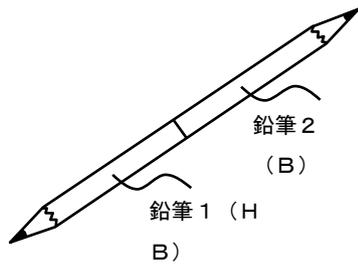
F ターム：テーマ○○○○○ 検索式 ○○○○○ □□件

公報テキスト検索を使い、上記キーワードでヒットした□□□件の内容から、関連するF I とF タームを特許マップガイダンスを参照して検討した。

検討の結果、特許分類検索を使ってF I ○○○○とF ターム：テーマ○○○○○検索式○○○
○○で検索し、ヒットした□□件と□□件の内容を確認した。

特開○○○○-○○○○○○○号公報
濃さが異なる鉛筆が連結されている発明が開示されていました。

調査結果の中から本発明に最も近い技術について、公報番号を記載してください。



【5 発明の内容】

この項目が選考の最重要ポイントです!!
わかりやすく・もれなく記載してください。

<全体の構成>

この発明は、鉛筆 1 と、消しゴム 2 と、連結具 3 から構成されています（図 1 参照）。

<鉛筆 1 について>

鉛筆 1 は普通の鉛筆です。

<消しゴム 2 について>

消しゴム 2 は、後で説明する連結具 3 に連結することが可能な大きさ（例えば、鉛筆 1 と同じぐらいの太さ）に成っています。

<連結具 3 について>

連結具 3 は、円筒のような形状をしていて、鉛筆 1 の端と消しゴム 2 の端を連結することが可能な金具です（図 2 参照）。

<発明の効果>

- ・鉛筆と消しゴムが連結具で一体になっているためバラバラにならない。
- ・書き誤ったときにわざわざ鉛筆から消しゴムに持ちかえる必要がなくなる。

<その他>

鉛筆 1 の部分をシャープペンシルに置き換えても良いと思います（図 3 参照）。

連結具の形状は、円筒に限らず、鉛筆と消しゴムが連結可能な金具であれば、どのような形状でも良いと思います。

全体の構成

まず、発明が主にどのような物から構成されているのかを記載してください。

部分の構成

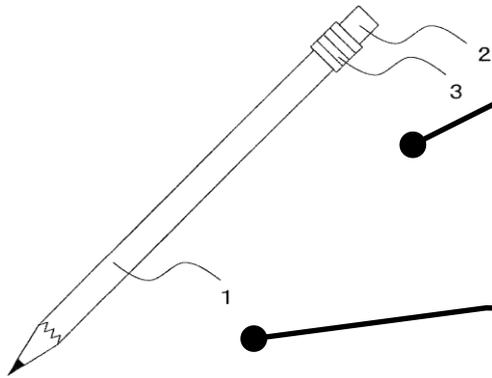
それぞれの構成物の仕組みについて記載してください。

発明の効果

今ある製品、技術、方法と比べ、この発明にはどのような効果が期待できるかを記載してください。

【6 図面（1）】

図1

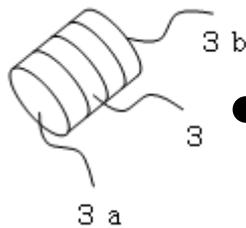


- 1 : 鉛筆
- 2 : 消しゴム
- 3 : 連結具

図の中の必要な箇所（部品）等に番号をふって、名称を記載してください。

スペースを十分に活用して、大きくわかりやすい図を作成してください。完成品の写真があれば、それでもOKです。

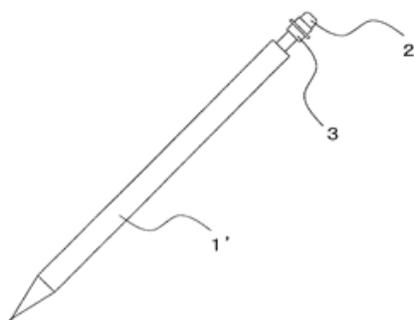
図2



- 3 : 連結具
- 3 a : 鉛筆側連結部
- 3 b : 消しゴム側連結部

必要に応じて別の角度から見た図や、一部を拡大した図などを用いると効果的です。

図3

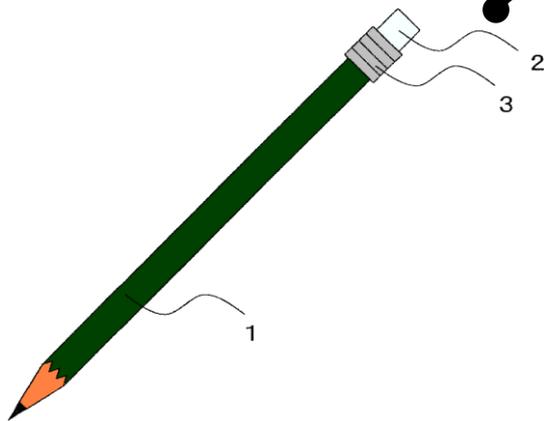


変更例（応用例）等がある場合は、必要に応じて図面を作成してください。

【 資料 】

(例. 試作品の写真と簡単な説明、など)

試作品の写真と説明



試作品や実験などをした場合には、それらの写真や実験結果などを示してください。応募発明の内容理解に役立つよう、試作品や実験などについて、簡単に説明してください。

写真は、試作した消しゴム付鉛筆です。

消しゴム2は、カッターナイフで削って、鉛筆1とほぼ同じ太さにしました。

鉛筆より少しだけ太いアルミニウム管を短く切って、鉛筆1と消しゴム2の連結部分に通し、ペンチでアルミニウム管を締め付けて、連結金具3にしました。

うまく締め付けると、鉛筆1と消しゴム2がしっかり連結でき、書き誤った字を消すときも、消しゴム2が鉛筆1からはずれることはありませんでした。

【7 課題発見の経緯等】※特許庁長官賞への応募希望者のみ

「2 発明の背景」と関連させて、課題を発見した経緯やその着眼点、課題解決の検討のために行った取組及び着目した課題と社会や身の回りの課題との関連性を説明してください。

●課題を発見した経緯やその着眼点

「2 発明の背景」で説明したとおり、鉛筆と消しゴムが別々だと、消しゴムをなくしたり、文字を消すときに不便さを感じるがありました。周りの友達からも消しゴムをなくしたという話をよく聞くため、そうした困りごとは自分だけではないのだと気づきました。

課題を解決するための案をいろいろと考える中で、鉛筆の芯が出ていない方は、その形を変更しても文字を書くことに大きな支障がないのではないかとということに気づき、そこに消しゴムの機能を追加することを思いつきました。

●課題解決の検討のために行った取組

上にも書いたとおり、消しゴムをなくしてしまうという困りごとは自分だけではないと気づきましたが、具体的にどれくらいの人たちがそうした課題に共感するのか、学校内の友達や先

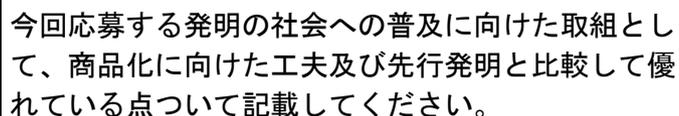
生などにアンケートや直接質問をして調査しました。その結果、40人中35人から、実際に「消しゴムをよくなくしてしまう」、「鉛筆で文字を書いているときに、近くに消しゴムがなく困ったことがある」といった回答を得ることができました。

●着目した課題と社会や身の回りの課題との関連性

SDGsの15番目に「陸の豊かさを守ろう」という目標が挙げられています。株式会社トンボ鉛筆のホームページによると、消しゴムのゴムは天然ゴムから作られています。また、消しゴムのスリーブを作るためには紙も必要です。

こうした自然の資源から作られている消しゴムを使い切る前になくしてしまうことは、自然資源の無駄遣いにつながります。なので、今回発明した「消しゴム付き鉛筆」は、消しゴムをなくしてしまう、消しゴムに持ち替えるのが不便といった課題を解決するだけでなく、自然資源の無駄遣いを減らすという私たちの社会全体の課題解決にもつながります。

【8 社会への普及に向けた取組】※特許庁長官賞への応募希望者のみ



今回応募する発明の社会への普及に向けた取組として、商品化に向けた工夫及び先行発明と比較して優れている点について記載してください。

●商品化に向けた工夫

(顧客ターゲットの設定とニーズの調査)

今回発明した消しゴム付き鉛筆は、鉛筆を日常的に使う小学生から高校生が多く購入すると考えられます。そこで、自分の周囲の小学生、中学生、高校生に、文房具をお店で選ぶときどのような文房具なら買いたくなるかをアンケート調査しました。 **※他人に知られたアイデアは特許出願できないため、応募する発明について詳しい説明はしないよう注意しましょう！**

その結果、小学生は「自分が好きな漫画やアニメのキャラクターに関係していること」、中学生・高校生は「他の人とかぶらないこと」、「自分好みにアレンジできること」が、文房具を選ぶ際の上位の理由であることが分かりました。

(ニーズを踏まえた商品展開)

アンケート結果を踏まえて、今回発明した消しゴム付き鉛筆の商品展開戦略を以下のように考えました。

・小学生向け：漫画やアニメの製作会社とコラボをして、消しゴムを人気キャラクターの形にする

→こうすることで、鉛筆と消しゴムが一体化しているという便利さに加えて、さらに小学生の興味を引くことができると考えられます。

・中高生向け：消しゴム付き鉛筆の消しゴム部分と鉛筆部分を着脱可能で自由に取り替えられるようにして、鉛筆の持ち手部分と消しゴムの色や柄のパターンをいくつか用意する。

→こうすることで、鉛筆と消しゴムの色や柄の組合せを好きにアレンジして差別化できるようにすることが考えられます。また、鉛筆と消しゴムを着脱可能にすると、鉛筆の濃さや消しゴムの種類(普通の消しゴム、砂消しゴム、プラスチック消しゴム)を自分の好みに合わせて組み合わせるといった工夫も考えられます。

●先行発明と比較して優れている点

先行する類似発明として、濃さが異なる鉛筆が連結されている発明がありますが、今回発明した消しゴム付き鉛筆は、「文字を書くこと」と「文字を消すこと」の2つの機能を有している点で先行発明と比較して優れています。

(1) アイデアや必要は発明の種

日常生活の中で思い付いたアイデアや、勉強や研究していることに関連して思い付いたアイデアを持っている人は多いと思います。そのアイデアは、正（まさ）に発明の種です。

日常生活や学校生活などで、「不便だな」とか「もっと便利になるといいのに」と思っている人も多いでしょう。そのような不便を感じることに、すなわち「必要」は、『発明の母』³です。

毎日の生活に不便はないし、特別なアイデアもないという人も居るかも知れません。そのようなときは、他人のアイデアを色々と見聞きすると、こうすればもっと良いのにとか、この部分はもっと改良できるのでは、など新たなアイデアが湧くことがよくあります。



(2) 発明の発掘、展開、把握

発明をして特許出願をするまでには、発明の発掘、展開、把握が必要であると言われてています。

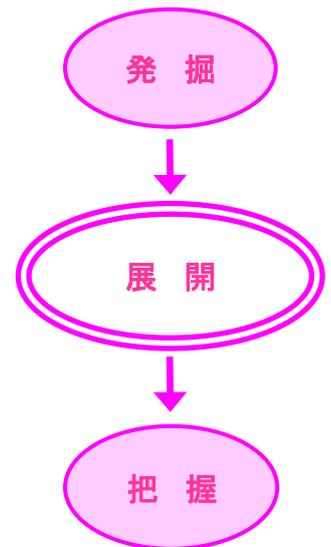
発明の発掘とは、日常生活の中で思い付いたアイデアや、勉強や研究していることに関連して思い付いたアイデアの中から、発明となり得るものを見つけ出すことです。

発明の展開とは、アイデアや工夫に広がりや深みを加えて体系的・網羅的な発明にすることです。漠然としたアイデアや未完成の発明を育成して、完成した発明にすることも発明の展開です。

発明の把握とは、発明の本質、すなわち発明の機能や原理を明確に把握することです。

パテントコンテストに応募しようとする皆さんは、漠然としたアイデアや未完成の発明を抱えている段階や、アイデアのきっかけを待っている段階が多いでしょう。

これらの段階から、パテントコンテストに応募できる発明を創り出すことができるように、発明の発掘・展開を行いましょう。



(3) パテントコンテストでの基本的ステップ

パテントコンテストでの基本的ステップは、右の表のとおりです。

そこで、パテントコンテストに応募するまでに行うべき「1 テーマの選定」、「2 従来技術の収集」、「3 発想」、「4 実現性の評価」について、以下で説明します。

基本的ステップ

1	テーマの選定
2	従来技術の収集
3	発 想
4	実現性の評価
5	マ ッ プ 化
6	出 願 準 備

³ 英語の諺（ことわざ）Necessity is the mother of invention より。

表の「5 マップ化」と「6 出願準備」は、得られた発明の技術的位置づけを把握して権利化の際に漏れが出ないかを確認したり、どのような形で特許出願をするかを決めたりすることですので、パテントコンテストへ応募した後で行っても間に合います。

コラム 9 パテントコンテストの基本ステップ 1 テーマの選定

既にアイデアをもっている場合には、それがテーマになります。また、アイデアがない段階であれば、自分が興味をもっている製品や技術をテーマにすると良いでしょう。

テーマは、次で説明する「従来技術の収集」を行っている最中に変更することも多いと思います。例えば、当初、傘の改良のアイデアをテーマにしても、「従来技術の収集」で同じアイデア・発明が既にあることが分かった場合、傘についての別の改良にテーマを変更したり、改良点を傘以外のものに応用する発明にテーマを変更したりすることもあるでしょう。

また、発明を考えたり、従来技術の収集を行ったり、友人と話しているときなどに良いアイデアが浮かび、それを新たなテーマにすることもあって良いでしょう。最初に決めたテーマにこだわりすぎることはありません。



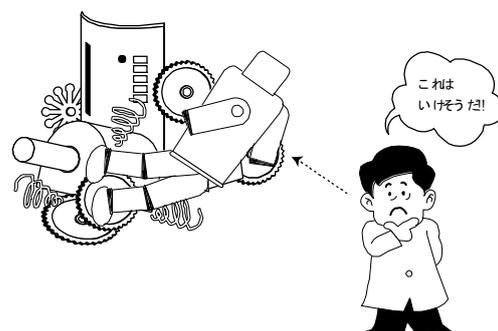
コラム 10 パテントコンテストの基本ステップ 2 従来技術の調査

(1) 先行技術の調査が重要なわけ

テーマを決めたら、それに関連する従来技術を収集（調査）します。

美術や音楽においては、感性や素養を向上させるため、名画や名曲を鑑賞したり、模写や演奏の練習をします。名画や名曲は、何百年も前に作られたものも沢山あります。

発想力や発明力・工夫力を高めるにも、過去になされた優れた発明・工夫をたくさん見聞きして感性を高め、また、それらを発想の材料とすることが重要なのです。



(2) INPIT の J-PlatPat

従来技術の収集（先行技術の調査）には、^{いんびつと}INPIT（工業所有権情報・研修館）がインターネット上に無料で提供している J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）の「特許・実用新案分類検索」を使うと良いでしょう。

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>



J-PlatPat の基本的な使い方については、特許情報プラットフォームガイドブックを参考にしてください。J-PlatPat トップページ「マニュアルダウンロード」をクリックすると、特許情報プラットフォームマニュアルを閲覧する画面が開きます。

(3) 自分のアイデアと同じ発明(先行技術)が見つかったら自慢しよう

日本は、発明・工夫に熱心な国で、毎年何十万件も特許出願がされています。このため、J-PlatPat で先行技術の調査をしていると、自分のアイデアと同じ発明(先行技術)が見つかる場合もかなりあると思います。

先行技術調査で自分のアイデアと同じ発明が見つかったときは、自信をもってください。特許になるようなアイデアを独自に考えたということですから、凄い発想力を持っているという証明です。

(4) 先行技術を改良しよう

しかし、特許制度は、発明者に独占権を与える制度ですから、独自に発明したものであっても、過去に同様な技術が知られている場合には、再度、特許されるということはありません。

先行技術調査で、自分のアイデアと同じ発明(先行技術)が見つかったときには、先行技術を改良することで、一層優れた発明を創り出しましょう。

(5) 自分のアイデアと同じ発明(先行技術)が無かったら注意しよう

今まで誰も思い付かなかったアイデアを考えたということは凄いことですが、ちょっと落ち着いて、よく考えてみましょう。もしかすると基本原理を勘違いしていたり、未解決の悪い副作用があったりして、実現できない発明ということはありませんか。

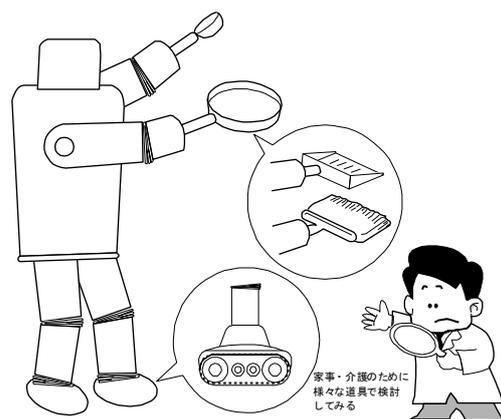
パテントコンテストの基本ステップ4 「実現性の評価」を参考にして、実現性についてきちんと確認しましょう。実現性の確認は、試作して発明の効果を確認することが、一番確実です。

コラム

1 1 パテントコンテストの基本ステップ 3 発想

自分のアイデアや、収集した先行技術を材料にしてアイデアを発展させます。一般的には、元となるアイデアの変形、置換、結合、転用などによってアイデアを展開・発展できると言われています。このときには、ブレインストーミング法、KJ法、TRIZ法などの発想法を使うことも有効です。

通常の問題解決の場合、良いアイデアができあがればそこで終了にして、アイデアの実行に移ってもよいですが、発明をしようとしている場合は、先行技術と同じ発



家事・介護のために
様々な道具で検討
してみる

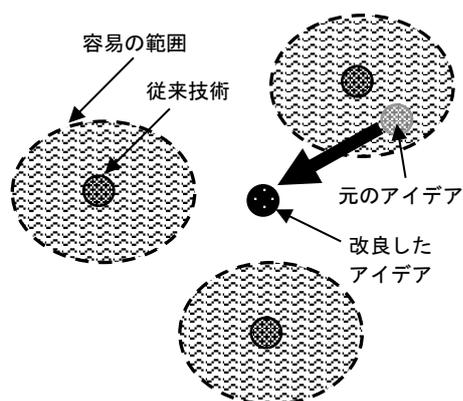
明や、先行技術から容易に考えつくような発明では、特許を取得することができません。

そこで、自分のアイデアが従来技術（先行技術）から容易に考えつく範囲に入っているのであれば、そのアイデアを更に改良して、従来技術からは容易に考えつかない発明に発展させます。

自分のアイデアをもたないまま従来技術の収集を始めたのであれば、従来技術を改良した発明を考えたり、従来技術のどれとも違うアイデアを考えたりすると良いでしょう。

従来技術を改良して新たな発明とした場合には、その改良点について更に先行技術調査を行いましょ

アイデアの改良



コラム

1 2 パテントコンテストの基本ステップ 4 実現性の評価

試作が重要！

発明は、技術的な「アイデア」ですが、実現できないアイデアは、発明ではなく願望や夢想⁴に過ぎません。

パテントコンテストに応募するときには、自分のアイデア（発明）が実現できるものかどうか、試作や実験などによって確認しましょう。

試作が困難な場合は、第三者がその発明を再現できるように具体的構造や具体的方法を説明できるか、そして、発明の効果を技術的な根拠をもってきちんと説明できるかを確認しましょう。

(ライト兄弟の初飛行 1903 年 12 月 17 日 :
ウィキペディア「ライト兄弟」の項目より)



⁴ 特許は課題を解決する具体的な技術手段（解決手段）に対して付与されます。

1 3 お問合せ先

- ① パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト実行委員会事務局
INPIT（工業所有権情報・研修館） 知財人材部内
TEL: 03-3581-1101 ex.3907
（大代表として特許庁につながりますが、内線 3907 で実行委員会事務局につながり
ます）
FAX: 03-5843-7693
E-mail: ip-jz01@inpit.go.jp（アイ・ピー・ハイフン・ジェー・ゼット・〇一）
- ② 令和7年度パテントコンテスト運営支援請負事業者
※コンテストの事務手続の一部を請負事業者が行いますので、提出いただいた応募書類に
ついて、請負事業者からご連絡する場合があります。なお、当該応募書類については、当館
より守秘義務を課した上で、請負事業者が取り扱います。

株式会社日本旅行 内
令和7年度パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト運営事務局
〒160-0017 東京都新宿区左門町 16-1 四谷TNビル4階
E-mail: patentcontest_2025@nta.co.jp
TEL: 03-5369-4538